

平成 28 年度 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業の審査基準について

1 審査の考え方

申請のあった事業について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第 2 及び大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果に基づき大阪府が予算の範囲内で事業者を決定するものとする。

2 審査基準

本補助金が、「民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、屋外におけるクールスポット創出の見本となる優れた取組を公募し、助成するもの」という目的であることから、申請のあった事業を下記の基準で評価する。

評価基準

- ① 事業実施場所は人が利用しやすい場所か。また、その周辺環境からクールスポットづくりにふさわしい場所か。また、人が利用したくなるデザインや事業計画となっているか。
- ② 整備する設備等が暑熱環境の改善効果について期待できる設備や緑化となっているか。
- ③ 使用する設備等が省エネや地球温暖化に配慮したものとなっているか。
- ④ クールスポット創出への波及や府民への PR 効果が期待できる計画となっているか。
- ⑤ 温度等の測定やアンケート調査等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。
- ⑥ 整備費用や費用配分について、十分に検証され、適切な内容となっているか。

3 審査方法

- (1) 本事業の審査に当たっては、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。(事前に各委員に審査資料を送付し、ワークシートを作成いただく。)
- (2) 審査は上記基準に基づき、応募のあった事業について次の項目ごとに 5 点の配点で行う。

審査項目	評価の基準	配点
① 事業計画 (事業実施場所、集客性、デザイン等)	・事業実施場所は人が利用しやすい場所か。また、その周辺環境からクールスポットづくりにふさわしい場所か。 ・人が利用したくなるデザインや事業計画となっているか。	5
② 暑熱環境の改善効果 (整備する設備等)	・整備する設備等が暑熱環境の改善効果について期待できる設備や緑化となっているか。	5
③ 省エネの取組 (電気、水等の使用)	・使用する設備等が省エネや地球温暖化に配慮したものとなっているか。	5
④ 波及・PR 効果 (発信力)	・クールスポット創出への波及や府民への PR 効果が期待できる計画となっているか。	5
⑤ 事業効果 (効果の把握方法)	・温度等の測定やアンケート調査等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。	5
⑥ 事業経費	・整備費用や費用配分について、十分に検証され、適切な内容となっているか。	5
評価点合計		30

- ・評価 5点：非常に優れている
- 4点：優れている
- 3点：概ね認められる
- 2点：やや不十分である
- 1点：不十分である

- 各審査委員の評価点の合計点数の平均点（小数点以下第1位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
- 審査にあたっては、各審査委員の評価点の平均点が、1項目でも1点となった事業、又は、合計で**12**点未満となった事業は、原則採択しないものとする。
また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外することとする。